

新たな保育人材のポジション

【配置基準内】

【配置基準外】

最低基準 $\frac{2}{3}$

保育士

幼稚園
教諭等
(主に3~5歳児)

子育て
支援員

実務重視
スキルアップ
(検定等)

新たな
保育人材

課題：
人材が不足

課題：
参入が
少ない

課題：
更なるスキルの
向上が求められ
ている

※配置基準とは・・・
認可基準上の必要職員数で、児童の
年齢区分別に定められている。
0歳児 (3:1)
1・2歳児 (6:1)
3歳児 (20:1)
4歳児以上(30:1)

保育の「量の拡大」と「質の確保」

「子育て支援員」研修について

趣旨

- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ

